

公用車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

公用車運行管理規程の一部を改正する訓令

公用車運行管理規程（昭和 44 年岩手県訓令第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第 2 章及び第 3 章に規定する本庁の室、課及び監、地方振興局の部及び出先事務所並びに<u>地方振興局</u>以外の出先機関で公用車の管理を分掌するものをいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(交通事故等の措置)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を調査し、公用車事故報告書（様式第 4 号）により総務部人事課人財組織改革担当課長に報告しなければならない。</p> <p>様式第 4 号（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1・2 [略]</p> <p>3 地方振興局の部及び出先事務所並びに地方振興局以外の出先機関である保有機関の長からの事故報告は、本庁の主管室課の管理担当課長を経由するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第 2 章及び第 3 章に規定する本庁の室、課及び所、<u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の部、センター及び出先事務所並びに広域振興局等</u>以外の出先機関で公用車の管理を分掌するものをいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(交通事故等の措置)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を調査し、公用車事故報告書（様式第 4 号）により総務部人事課人財給与担当課長に報告しなければならない。</p> <p>様式第 4 号（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1・2 [略]</p> <p>3 <u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の部及び出先事務所並びに広域振興局、広域振興局総合支局及び</u>地方振興局以外の出先機関である保有機関の長からの事故報告は、本庁の主管室課の管理担当課長を経由するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。